

他制度・福祉サービス等について

	内容	相談先	備考
福祉サービスのことで相談した場合	在宅高齢者福祉サービス	高齢者いきいき課等	TEL:0467-61-3899 「シニアガイド」参照
	介護保険制度	介護保険課	TEL:0467-61-3950 「シニアガイド」参照
	障害福祉サービス	障害福祉課	TEL:0467-61-3975 「福祉の手引」参照
お金のことで相談したい場合	債務の整理	法テラス	法テラス神奈川 TEL:0570-078-308
		弁護士	各士業に直接連絡
		司法書士	各士業に直接連絡
	貸付の自粛	全国銀行個人信用情報センター	TEL:0120-540-558(フリーダイヤル)
		日本貸金業協会	東京都支部 TEL:03-5739-3021
	預金の出し入れ	各銀行	銀行に行けない合理的な理由がある場合、施設等の請求書(本人に関する請求とわかるもの)、本人と窓口に来た者との関係がわかる書類、本人と窓口に来た者の本人確認書類、通帳等を持参し手続きする。
			不測の事態に備える場合、代理カードの作成・代理人指名手続きの取扱がある金融機関で手続きをする。
		財産管理委任契約	任意後見契約とセットで契約することが多い。
		鎌倉市社会福祉協議会	日常生活自立支援事業の利用。預金の出し入れ等日常的金銭管理のほか、福祉サービスの利用援助、書類預かり等の支援も行える。
		鎌倉市消費生活センター	TEL:0467-24-0077
身元保証のことで相談したい場合	施設入所等にともなう身元引受や保証等 ※但し、入院・入所については身元保証人がいないことのみを理由に入院・入所を拒まないよう厚労省から通達あり	保証会社	事業者の安全性等要検討
		任意後見契約や法定後見受任者	身元引受人や保証人にはなれないが、代替として認められることがある。
		終身サポート事業者	高齢者等終身サポート事業に関する事業者ガイドライン(令和6年6月)を参照・チェックリスト → https://www.moj.go.jp/content/001420018.pdf 身元保証やお亡くなりになられた後を支援するサービスの契約をお考えの皆様へ → https://www.mhlw.go.jp/content/001262634.pdf
亡くなった後のことでの相談したい場合	終活情報登録・エンディングプランサポート事業	高齢者いきいき課	TEL:0467-61-3899 「シニアガイド」参照
	終身サポート	終身サポート事業者	高齢者等終身サポート事業に関する事業者ガイドライン(令和6年6月)を参照 → https://www.moj.go.jp/content/001420018.pdf 身元保証やお亡くなりになられた後を支援するサービスの契約をお考えの皆様へ → https://www.mhlw.go.jp/content/001262634.pdf
	死後事務	死後事務委任契約	任意後見契約とセットで契約することが多い。